

会 議 録

会議の名称	小金井市いじめ防止条例検討委員会	
事務局	小金井市教育委員会指導室	
開催日時	令和元年12月2日午後3時から午後4時45分まで	
開催場所	小金井市市民会館（萌え木ホール） A会議室	
出席者	委員	小林委員長、原田副委員長、松嶋委員、尾高委員、丸山委員、中川委員、志波委員、川畑委員
	事務局	浜田指導室長、西尾指導主事、増田指導係主事
傍聴の可否	Ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	1人	
会議次第	1 教育委員会あいさつ 2 事務局からの説明 3 主な協議内容 4 事務連絡	
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	(当日配布) 資料1 次第 資料2 小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録 (第2回)【案】(省略) 資料3 小金井市いじめ防止対策推進条例(案) 資料4 小金井市いじめ防止対策推進条例(案) 第2回検討委員会からの変更について 資料5 これまでの取組と現状の課題について 参考 小金井市子どもの権利に関する条例	

	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 事務局からの説明 *事務局より前回会議録の確認、これまでの小金井市のいじめ防止に対する取組と今後の課題、配布資料（条例案、追加ファイル資料）、今回の協議内容について説明した。</p> <p>3 主な協議内容 (1)前文について</p>
志波委員	<p>資料4の前文について、前半はですます調だが、最後の行はするとなっている。語尾の表現は揃えた方が良いのではないか。</p>
事務局（西尾）	<p>事務局の確認不足であった。他市の条例の多くは、前文がですます調で、本文がである調だった。基本的にですます調の前文にしようと考えている。</p>
志波委員	<p>先程、浜田指導室長からいじめの件数が増えているという話があったが、これはいじめの定義を狭く捉えているのではないかという改善勧告が関係しているのではないだろうか。</p>
小林委員長	<p>調査において、地域によって出現率が百何十倍も違うことや認知件数がゼロということもありえないとして、いじめの件数が少ない自治体には文科省が突き返したことがあった。今回も同じような目で見ているのではないか。</p>
志波委員	<p>統計を見ると、都道府県によって10倍以上も差がある。都道府県によって判断が違うものなのか。</p>
小林委員長	<p>都道府県によってだけではなく、年によっても変わる。何をもっていじめとするのかは人によるところもある。年間30日以上欠席である長期欠席データが最も信頼できる。かつては長期欠席といじめの出現率は逆相関であった。いじめに気が付いていないと長期欠席は増える。</p>
事務局（浜田）	<p>学校が混乱しているのは、心理的苦痛を感じたらという定義である。苦痛を感じたと言え、いじめにカウントするのが今の定義である。全部数えていたら切りがないということで混乱しているが、その分、アンテナを張っている。いじめの定義が広がり過ぎではないかという意見ももらっている。</p>
小林委員長	<p>いじめの法律にかかわっていた学者も悩ましいところだと話している。加害者と被害者がひっくり返り、両方とも被害者だとして裁判沙汰になるということが起きている。被害者を守りましょうというのが、この法律の趣旨である。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第3回）

原田副委員長	<p>京都市の条例の前文はである調であるため、必ずしもです ます調にしなければいけない訳ではない。</p>
小林委員長	<p>前文について、ですます調、である調のどちらにするかは 後にして、内容はいかがか。</p>
松嶋委員	<p>全力という語句はあるだろうか。全力で取り組んできた が、効力がなかったとも捉えられてしまう。取り組んできま したで良いのではないか。</p>
小林委員長	<p>3段落目で、今までの取り組みを確かなものにするために 改めて条例を制定するという言葉につながると良い。取組の 具体的なものが、課題が起きたときの第三者委員会の立ち上 げなどになる。全力でという言葉削除して、改めてここで 条例を制定するという文章になると良いと思う。</p>
丸山委員	<p>前文の前半は「児童・生徒」、後半は「子どもたち」とい う表現になっている。敢えて使い分けているのか、それとも 統一するのか。</p>
原田副委員長	<p>3段落目の力を合わせる対象に「学校、市民の皆さん」と あるが、本文の目的では学校、児童等、保護者、市民等とな っている。条例の対象としている関係者全員とする方が良い のではないか。</p>
事務局（西尾）	<p>前半2段落は基本方針の前文、最後の1段落はいじめのな いまち 小金井宣言の文章を用いた。</p>
尾高委員	<p>前文の最初の「心豊かで安全・安心な社会をいかにつくる か」というのは、誰がつくるのか。どのような文章が適切な のかは分からないが、文章に違和感がある。</p>
小林委員長	<p>心豊かで安全・安心な社会を実現するために、いじめの問題 の解消は国民的な課題であるとなると良いのではないか。</p>
松嶋委員	<p>私は文章を作成することが専門であるため、もし良ければ 私がまとめてきたものを委員全員で見てもらおうというのは いかがか。全員の気持ちが崩れないように文章をまとめ、文 法的にもつじつまが合うように揃えてみる。</p>
小林委員長	<p>是非お願いしたい。ですます調が良いか。である調だと格 調高い気はする。</p>
松嶋委員	<p>ホームページに載ったりするものであるため、柔らかい言 葉がある方が理解しやすい。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第3回）

志波委員	できれば全部柔らかい方がよい。第4条に「児童等は、いじめを行ってはならない。」とあるが、これは児童に向けていることになる。である調よりもですます調の方が児童に対しては良いと思う。
小林委員長	この条文は法律のままである。
丸山委員	漢字の変換は小金井市のルールで良いのか。東京都にも独自のルールがある。
松嶋委員	どこで確認したら良いのか。
事務局（西尾）	教育委員会で確認した上で、最終的には文書審査でも確認する。
小林委員長	「児童・生徒」と「子ども」は合わせておかないといけない。全体的には「子ども」という感じがする。
川畑委員	前文の最初の一文を「子どもが心豊かで安全・安心な社会を」とするとわかりやすいのではないか。
小林委員長	一度松嶋委員にお任せする。
	(2) 条文について
小林委員長	第1条について、条例との間に上下はなく、法律の下にある条例ということで東京都いじめ防止対策推進条例を削除している。「いじめ防止等のための対策について」が、「いじめ防止等に関する」に変わっている。「関係者の責務」が「市、教育委員会、学校、児童等、保護者等、市民等の責務」と具体的になっている。「いじめ防止等に関する」と変わったのは、対策だけではないということによろしいか。
事務局（西尾）	はい。
小林委員長	第2条第6項では、「公益的な」という言葉が外れた。範囲が広がったということである。
尾高委員	第2条の「いじめの未防止」とは、どういうことか。
事務局（西尾）	「未然防止」である。記載誤りであり、訂正する。
志波委員	第2条3項について、私立の学校は対象にしないということか。
事務局（西尾）	市内にある私立や国立の学校は、設置者が市ではないこと

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第3回）

<p>志波委員</p>	<p>から、条例に含めるとすると別の取り決めなども必要になる。今回の条例では、小金井市の公立学校を対象とする。</p> <p>第14条に「法第30条第1項又は法第31条第1項」とあるが、法第31条は私立の学校の規定だと思う。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>第2条（定義）では、児童等は市立学校に在籍する児童又は生徒となっているが、第3条（基本理念）で学校の内外を問わずとなっている。読み手がどちらを重要視するかによって、捉え方が変わってきてしまう。学校や関係機関が対象の条例にするのか、子どもが活用しやすい条例にするのかによって考え方が変わってくるが、子どもが使いやすい条例になっていないように思う。子どもの権利に関する条例が子どもの権利を第一に考えているが、いじめ防止条例も子どもの権利を第一に考えてつくらなくては活用されない気がするため、不安である。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>志波委員からご指摘のあった第14条の条文は、東京都の条文を引用したものである。他市の条文を確認したところ、法第31条は外してあり、市立学校のみに対応としている。</p>
<p>志波委員</p>	<p>私立学校の子との間での争いがあった場合は、どのように制御していくのか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>国立の学校もある訳だから、本来は法第29条も関係してくる。都の条例には法第29条は入っていない。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>区市町村レベルでは、法第31条は入っていない。入れてしまうと、条例として成立しないのだと思う。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>私立学校は学校のルールに準ずるといえるようになるのか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>お互いの法律や条例に従って動くことになるのではないかと。重大事態をどのように定義するのかにもよるだろう。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>私立の学校で重大事態が発生したら、都道府県で対応することになっている。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>法律では、「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒、「学校」とは学校教育法第一条に規定する小学校、中学校などと定義されていることから、公立、私立問わないことになっている。いじめは学校に在籍する児童等が受けた場合ということになるため、法律上は公立の学校の児童・生徒が私立の学校の児童・生徒から受けた場合であっても、受けた側の学校からするといじめという認識になっている。市の条例案では、「児童等」の範囲が市立の小・中学校という定義にし</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第3回）

中川委員	ているので、私立の子は対象にならず、今の定義で組み立てていくと、市内の公立同士でないと対応できない。
原田副委員長	第2条（定義）の第6項で「市民等」を市内に在住、在勤又は在学としているのは、どうなるのか。
事務局（浜田）	私立の学校の子どもたちも市民等には入る。ただし市民等がいじめた場合は、いじめの定義には当てはまらない。他市の条例もそこまでフォローしきれていないのではないのか。
事務局（浜田）	大津市では市立学校以外の学校への協力要請というのがあるが、自治体が勝手に条例に入れることで協力要請できるようになるのか。
原田副委員長	これは私立学校側に義務を課している訳ではないのだろう。
小林委員長	協力を求められても断ってよいということなのだろう。
事務局（浜田）	行うのであればこのような形になるのではないのか。
小林委員長	できれば広く子どもたちを守りたい、小金井市が絡んでいるのであれば第三者委員会等を立ち上げてほしい、というのが皆さんの考えなのだと思う。それがどこまで可能なのか。条例に書かれているが故に第三者委員会が非常に苦勞するということにもなり兼ねない。法第30条のみにしておいて、大津市みたいな書き方にするかどうか。
尾高委員	子どもの権利に関する条例では、「市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとり、その際には、関係機関や関係団体と互に連絡し協力し合います。」とある。これに基づいて必要がある場合には協力を求めることができるのであれば、カバーできるのではないのか。
小林委員長	市立学校以外の学校への協力要請という項目を最後の方に入れるかどうか。
松嶋委員	大津市はすべて「市立学校」としておいて、最後に「市立学校を除く学校」としている。
原田副委員長	今の条例案のつくりはすっきりしていて、範囲は市内に限っているが、矛盾はない。これを広げるとなると、法の趣旨との関係でよく検討しないといけない。条例自体が違法にならないよう注意しなければならない。

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第3回）

松嶋委員	大津市は学校と市立学校を定義で使い分けている。
原田副委員長	一案として、第2条第1項の「他の児童等」というところを「他の者」として広げてしまえば、加害者側が市内の公立学校に在籍する児童・生徒でなくてもいじめという定義には当たるとすることはできる。ただし、他の責務がかかってきたときに問題ないか検討していないので、妥当かどうかは判断できない。
小林委員長	「他の子ども」にした方が良い。
志波委員	第13条、第14条で調査を行うとなっているが、私立学校の子どもたちに対して調査を行うことができるのか。できないのであれば、問題解決にはならないと思う。
小林委員長	大津市は調査に協力してくださいという内容である。調査は私立学校でやるとなるかもしれない。
原田副委員長	第2条第1項の文言を変えることでいじめの範囲は広がる。広がるということはそこに責務がかかってくるので、それをこの条例で課して良いのかよく考えなくてはいけない。
丸山委員	いじめの定義の文言を変えることはどうかと思う。学校には色々な調査があるが、その調査の信憑性がなくなることにもつながる。「児童等」などの定義を変えることは問題ないかもしれないが、法律にもあるいじめ自体の定義を変えてしまうと色々影響が大きくなると思われる。
事務局(浜田)	法第27条で、学校相互間の連携協力体制の整備を唱っている。公立であろうが私立であろうが、いじめを行った児童・生徒に対する指導又は保護者に対する指導のために、学校相互間の連携協力体制を整備するものとなっている。法律だから守らなくてはならず、双方協力しなくてはいけないため、あまり定義は変えずに条例の後ろの方に協力要請を追加するのはどうか。
原田副委員長	いじめに該当しなければ、この条例には当てはまらない。どのような場合に協力要請をするのか別に規定しなくてはいけない。加害者、被害者がこの条例の児童等でなければ、この条例ではいじめではない。条例上いじめと認識されない別の枠組みのものについては、協力要請をして対応するというふうになるのだと思う。そのくらいが限度だと思う。
志波委員	定義そのものはあまりいじらずに、浜田室長が話したような条項を1つ入れるのはどうか。

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第3回）

原田副委員長	<p>範囲を広くすることで責務が広くかかって、法律の趣旨と矛盾しないかという検討は、少なくとも一弁護士がこの程度の検討時間でできるものではない。一案としては、基本のつくりはこのままにしておき、法第27条に係る協力要請の条項を追加することである。いじめではないが同じような状況が児童等以外によって生じた場合として枠組みを外出しにすることで、法の趣旨とは矛盾しないのであれば、違法になる余地はないと思う。</p>
尾高委員	<p>第2条第5項の保護者の定義について、親権や監護権が他の条例では分けて書かれていた。離婚等により現と一緒に暮らしている人に親権がないという場合もあるが、現に監護している者という文言を分けて記載する必要はないのか。</p>
原田副委員長	<p>監護権は親権の内容の一部であり、単に親権と記載すれば監護権を含んでいるので、監護権に言及しなくても良いのではないか。範囲などもはっきりしないので、条例で義務を負わせることには慎重であるべきと思う。法律の文言と一致しているので、原案で良いのではないか。</p>
小林委員長	<p>第13条はいじめ問題対策委員会についてであり、この条例を制定する動機となっているものである。第5項に委員会が調査するための根拠規定として協力するように努めるという条文を入れたということであるが、いかがか。</p>
原田副委員長	<p>第14条第3項と同趣旨であるため、適切な追加だと思う。</p>
小林委員長	<p>第14条では、協議を踏まえて法第31条を削る。</p>
丸山委員	<p>第13条第5項は再調査ではなく、調査ではないか。</p>
原田副委員長	<p>今のつくりからすると、この調査は法第28条調査のことになる。</p>
小林委員長	<p>再調査はこの後の第14条第2項で出てくる。 本日の協議は以上で良いか。</p>
事務局(西尾)	<p>本日の協議内容を基にして、次回、改めて条例案を示す。</p>
	<p>4 事務連絡 * 文書審査時期の変更について伝える。 * 次回の日程は1月24日(金)または1月27日(月)の午後3時からという方向で調整する。</p>